

近世関東における市場と高見世

— 小川村市内済絵図を中心に —

鯨井紀子

I. はじめに

- (1) 研究史
- (2) 問題の所在

II. 小川町の高見世

- (1) 対象地域の概要
- (2) 高見世一件
- (3) 市の支配

III. 近世関東の高見世

- (1) 高見世の出現する時期と地域
- (2) 高見世の差別化
- (3) 高見世の諸形態

IV. 終わりに

I. はじめに

(1) 研究史

近年の中・近世史、都市史、歴史地理学等が活発にクロスオーバーする研究対象のひとつとして市場があげられる。

なかでも日本中世史から始まった、市場(市庭)の仕組みを思想的・経済的にも複合したものとして捉えなおそうとする動きが成果をあげてきたのは周知の事実である。市場という空間が、近世以前から、多様な人間の求心的な場として作用していたことが明らかになりつつある。しかしながら、中世の市庭論と近世の市場・市場町研究の間には、依然として大きな隔たりが存在していることも否め

ない事実である。

時代を下るにつれ、経済機構の確立により、店舗の常設化と共に定期市は人々にとって経済的利益を得られる場として大きな存在となったといえる。

従来考えられていた、農民の生産物売買を主とする、素朴な定期市の姿も見直されてゆくべきであるように思われる。

近世期における関東地方の在方市場町に関する研究は、1960~70年代に伊藤好一¹⁾、中島義一²⁾などの一連の研究によりすでに概略・網羅的なものが公刊されている。しかし、その後関東の市場町は、主に幕藩体制の確立に伴い江戸市場に直結した特産品流通ルートの末端を担う場として位置付けられた結果、市場の枠組み、機能的・流通経済的側面に注目が集まり、それ自体が内包する構造、意味については分析されることが少なかったといえる。

しかし近年では、歴史地理学の立場から近世初頭の武州小鹿野を対象とした岡村治³⁾、近世史から上州中之条・下室田の市を扱った杉森玲子⁴⁾らによって、近世の市場の姿を鮮明にする研究が進んでいる。両氏により市場町研究はこれまでより具体的な、市場の景観や商人層にアプローチする視点が提示された。特に市日の空間構成に関する岡村論文⁵⁾は興味深いといえる。

キーワード：高見世、小川村市出入内済立会絵図、市場、近世関東、非常設店舗

また、近世史では都市史研究の立場から、三都を中心に「市場社会論」⁶⁾を展開する吉田伸之らによっても中央市場をはじめ精緻な研究が進められており、その成果は目覚ましいものがある。また、渡辺浩一⁷⁾は取り残されがちであった在方町⁸⁾の都市性を住民結合に注目しながら、景観論も交え詳述することに成功している。

そのような中で、近世の関東とくに山間部における市場町には、独自の存在形態が見出される。関東の山間部や谷口集落では市場が多く存在したが、それらは主に山間部生産品の換金と米穀との交換に大きな役割を果たしていた。これらの市場では、特産物取引の割合が大きくなるにつれて、一般的な生活物資供給の六斎市と特産品に特化した市を、日程や時間を調整するなど差別化をはかり、並存させるなどの動向も見られるようになる。また、それと同時に店舗の常設化が進み、町場と市の間でも軋轢が生じるようになった。

とりわけ関東西部地域に特徴的な市が多く成立した理由として、近世初頭における徳川幕府の陣屋設置を伴う直轄地支配との関連性が指摘されている。すなわち直轄地に代官陣屋を配するのに伴って町場の計画・設定(町立て)をし、それとほぼ時を同じくして市場の設定(市立て)を行ったことに由来すると考えられている。そのため市場町の中には、戦国末期から近世初頭の市立てを起源とする集落が多い⁹⁾。このように町場を語る上で市場の形成、また市場に関わる人間との関連性は除外することのできない要素である。

(2) 問題の所在

一般に市場が定期市として非恒常的に存在したことから、具体的な市日の様相・景観は従来解明されずにきた¹⁰⁾。

市場空間には、常時営業をする常設店舗と市日に限り商売をする非常設店舗の二種が想定される。

それらの市日に出る店舗を岡村は前掲論文¹¹⁾において、①屋敷の持ち主が屋敷地内の場所を提供する内見世・②前見世と、路上に店舗を展開する③中見世・④高見世に類型化した。

このうち、屋敷の屋内に店舗を出すのは①内見世である。内見世は後に恒常的な営業を行うようになり、定見世として常設店舗化していった。②前見世、③中見世、④高見世については市日だけの屋外の路上での営業となる。これらの中で内見世・定見世、前見世についてはほぼ共通理解が得られ、中見世についてもある程度のイメージが定着している。

市日において一般的な販売形態は③の前見世である。前見世は、路上に展開するが、その場所は実質的には屋敷地の内であり、その店舗に商人を差配する権利は屋敷の持ち主にあったと考えられる。権利者である屋敷主が場所を提供し、それに対して商人がいくらかの見世賃を払うことで成立していた。指定された屋敷地前の場所に商人は箆を敷き、その上に商品を並べ販売する形で店舗が展開していたと考えられる。この場所を岡村は市庭¹²⁾とし規定した¹³⁾。

それに対して、屋敷主の管理から外れる公道上(路上)に設置される店舗には中見世、高見世が挙げられる。これら路上の店舗については市に関して何らかの特権を有する人間たちの権限下にあると思われる。中見世については市頭の支配下に置かれたとされるが、では高見世と中見世とではどのような差異化が図られていたのだろうか。

高見世と呼ばれる店舗形態については中見世との違いは指摘されるものの、岡村によるいくつかの事例の紹介の他にはとくに考察されることなく現在に至っている。岡村は高見世について「特別な性格を持つ」¹⁴⁾としているが、詳細は不明のままである。

高見世については、事例は少ないものの、関東地方の在方町において近世を通じてある

程度の範囲をもって見出すことができる。なんらかの特殊性を持つ店舗であるとすると、それに関係する町場の構造からその性質を解明していくことが可能と思われる。

本稿では、文化年間の武蔵国比企郡小川村の事例に注目しながら、市場絵図を主な史料として近世後期の市場の様相を明らかにし、これまで言及されることのなかった高見世という販売形態を解明することを目的とする。

すなわち文化10年(1813)「小川村市出入内済立会絵図」¹⁵⁾(以下「小川村市内済絵図」と略称)と同年の「小川村市場高見世の仕来滞出入書留」¹⁶⁾を対照させることにより、小川における高見世の景観と高見世に関わる商人や町場の住人の様子を復元することを試みる。もっとも、小川町においては同時期の名寄帳、農間渡世書き上げなどの住人の様子がわかる史料が残されていない。そのため、絵図等に登場する人物についての詳細な考察には史料の限界があることも事実である。

しかしながら、本稿では関東地方における高見世の事例を比較検討し、市場の中で「特殊性を持つ」高見世の実態を解明して行きたい。それは高見世の事例が関東地方においては時代的にも17世紀前半から19世紀前半までコンスタントに存在したことが実証できるからで、当時の市場の中で一般的な構成要素であったと考えられるためである。

II. 小川町の高見世

(1) 対象地域の概要

本稿で取り上げる武蔵国比企郡小川村(現埼玉県比企郡小川町)は秩父山地の北東縁にある谷口集落である。周辺を山稜に囲まれ、中央の盆地部分に市街地は位置する。小川町は近世後期から明治期にかけて往還沿いに並ぶ町場を中心に江戸と結びついた地場産業の和紙生産により大きな繁栄を見せた¹⁷⁾。すなわち、小川は江戸から商業の発達した城下

町川越を通り秩父山間部を東西に結ぶ川越秩父往還沿いに位置し、また南北には上州と武州八王子・相州を結ぶ上州道の交差する交通の要衝でもあった。この上州道は、横浜開港後は上州地域及び秩父・八王子・甲斐方面から横浜への生糸の流通経路として使われたルートでもある。

関東の市場町について特徴的であるのは、地方生産品の消費地である江戸を前提として流通が成立するという点である。特に流通体系の確立に伴ない、江戸市中に出回る商品の供給地として、各地域で特定品目に専門化した市場が成立していった。それと同時に定期市は地域の人々にとり、日常の需要をまかなう場でもあった。小川の市場もこの二面性を有していたといえる。

小川村は、町場を中心とした商業地域である町分と、その他周辺地域の下分により構成されていた(図1)。文化8年(1811)の小川村絵図¹⁸⁾には秩父往還道を中心に広がる現小川町の様子が描かれており、秩父よりの町場部分である町分と往還沿いに点在する下分の様子がよくわかる。

町場は短冊型に地割された両側町であり、その様子は現在でもほぼ変化なく確認することが出来る。なお、図1では町場の南側へ村内の槻川川上流の堰から用水が引き込まれていることも判明する。

また図1においては、村内を通る往還・街道のほか、村の南を流れる槻川を中心に町場へと引かれた堀や、槻川にかかる堤(5ヶ所)、粉引き用の水車(4ヶ所)、溜池の水門(8ヶ所)など水利関係にも焦点が置かれていることが特徴的である。

周辺部の山地には信仰の対象であった岩神や寺院が配置されている。村の鎮守である八宮明神は町場から秩父往還沿い東側に描かれており、これら周辺地域が町場成立以前の小川村の中心であったと推定される。

絵図より年代はさかのぼるが、天明8年

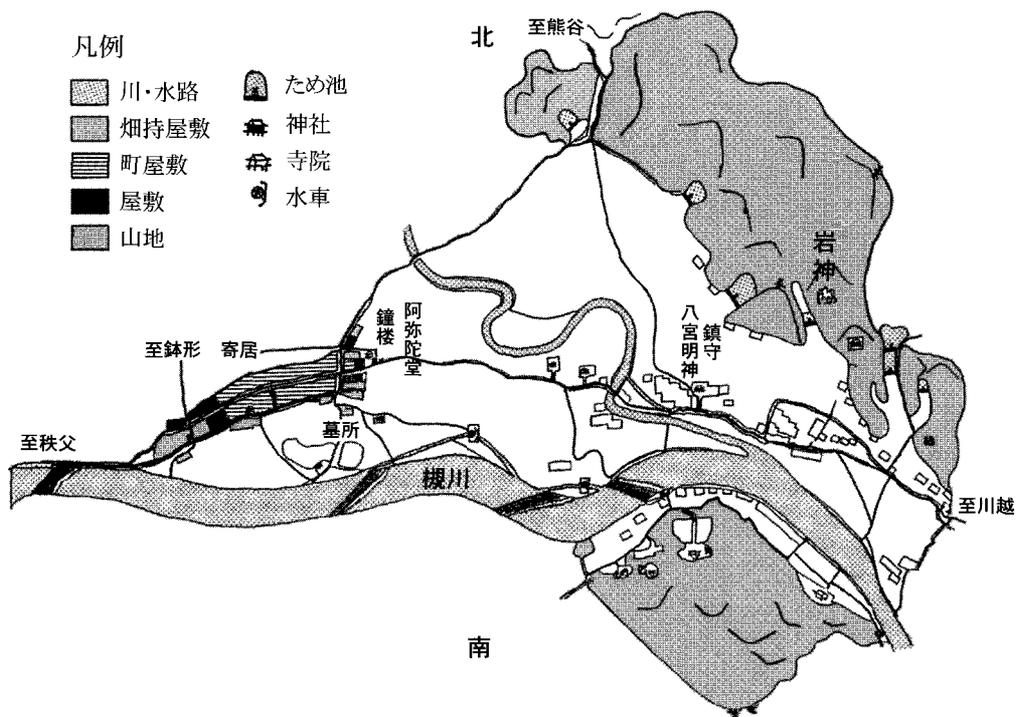


図1 文化年間の小川村

(「文化8年小川村絵図」より作成。凡例・地名は筆者による。)

(1788)の「小川町下分共差上申明細書」¹⁹⁾は、町分・下分併せての書き上げである。当時、総人数1,530人、うち名主2人、組頭8人、家数296軒のうち199軒は百姓、残り97軒は田畑を持たない借家である。村内には紺屋1軒・鍛冶屋1軒・紙漉き15軒・造り酒屋5軒、医師3人ならびに座頭2人、盲人2人が認められ、農業の間に紙・素麺・家職売買を行っている、としている。また、同じく天明8年(1788)には小川の市で「穀物・木・楮・かしき楮・紙、屑紙、繭・炭・板貫・大根・牛房・竹木」等の品目が並んでいた²⁰⁾。

これらからすでに天明期には小川地域では、穀類・野菜類などのほか、地場生産の紙類(その原料、楮・紙屑の流通を含む)、周辺山間部からの木材・炭、生糸・絹類が流通していたことが確認できる。また造り酒屋、紺屋、紙漉きなど村内での特産品生産に関わる職業も注目される。

とりわけ当時の小川は和紙・素麺・建具が特産として知られており、素麺については「小川素麺」の名で江戸市中に出回っていた。

なお、明治9年(1876)の『武蔵国郡村誌』における特産品目と近世の小川周辺地域の生産物との比較検討²¹⁾からは、江戸時代より周辺村落からの物資の集散地としての小川は存在していたといえる。また、谷口集落ゆえに後背の山方と里方を結ぶ意味での結節点の役割も果たした。

小川のような在方の地方商人・市場についてみても、江戸大店の影響は株仲間への成立により大きくなっていった。また、山間部特産の絹の生産・取引も盛んであった。安永末期の上州・武州の絹市の市日と取引高を記した史料では小川村は武蔵国のうち、「一、(市日)一・六 絹 壹万疋 大嶋内蔵助様御知行所 同国 小川」と記されている²²⁾。

小川では月6回(1・6)の市日に町場の

うち秩父寄りの上町で上市，川越寄りの下町で中市・下市が交代で開催されていた。小川での有力6家のうち町場に住むものは2家であり，それぞれ上の笠間・下の笠間と呼ばれ，上町・下町に居住していた。

「小川村市内済絵図」²³⁾ (図2・3) におい

ては，町場の両端には木戸があり，番小屋も表現されている。中央には市神である牛頭天王社と高札も詳細に描写される。下町の東，木戸の外には当時あった鐘楼も描かれている。さらに，町場を外れると，田畑や他村の住居が並んでいる。

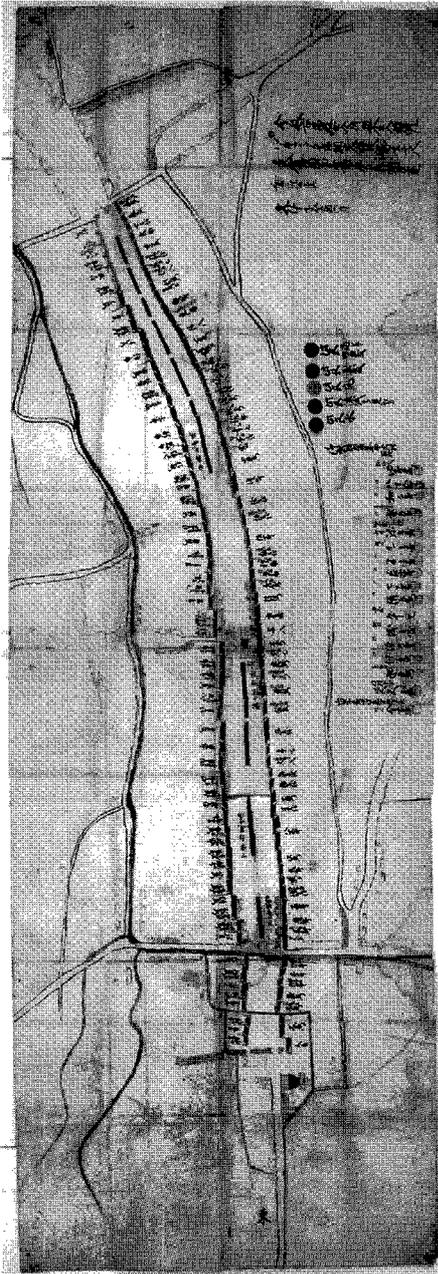


図2 小川村市内出入内済立会絵図
(個人蔵。図版提供は小川町教育委員会)

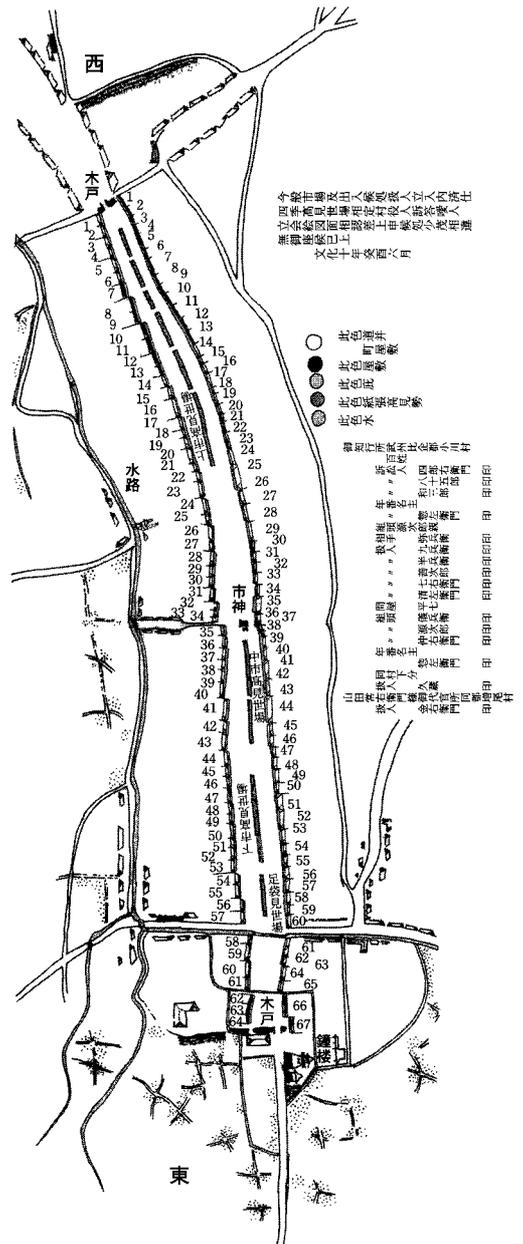


図3 小川村市内出入内済立会絵図トレース
(番号・ゴシック文字は筆者による。番号は表1と対応)

表1 「小川村市出入内済立会絵図」に見る住人と市神初市参加者

南						北					
屋敷	屋敷主	店借り	備考	市神初市		屋敷	屋敷主	店借り	備考	市神初市	
1	なし	利右衛門				1	●	源次郎	藤右衛門		
2	なし	利右衛門店	一			2	●	藤右衛門			
3	なし	又八店	治兵衛			3	●	七兵衛			
4	なし	次兵衛店	勘藏			4	●	茂助			
5	なし	武兵衛店	茂兵衛			5	●	市郎右衛門			
6	●	与左衛門				6	●	九兵衛	勘兵衛	◎九兵衛	
7	●	三右衛門				7	●	九兵衛	与七		
8	●	三右衛門店	伝右衛門			8	●	喜八店	伊八		
9	●	弥右衛門				9	●	利左衛門			
10	●	伊之助				10	●	太左衛門			
11	●	市右衛門				11	●	助次郎			
12	●	清九郎				12	●	当時茂兵衛店(朱筆)	庄助		
13	○	源兵衛店	養七			13	●	清八			
14	○	庄兵衛				14	●	七右衛門		◎	
15	○	小四郎				15	○	四郎右衛門店	一		
16	○	新助				16	○	四郎右衛門店	孫七		
17	○	久兵衛店	惣助			17	○	四郎右衛門店	藤藏		
18	○	久兵衛店	与八			18	○	四郎右衛門店	又八		
19	○	清左衛門		◎		19	○	四郎右衛門店	与兵衛		
20	○	清左衛門店	伊助			20	○	四郎右衛門店	清藏		
21	○	角兵衛				21	○	四郎右衛門店	林藏	穀屋 近江出身	
22	○	弥兵衛店	清助		屋敷主訴訟相手	22	○	四郎右衛門店	勘助		
23	○	喜六				23	○	四郎右衛門店	幸七		
24	○	喜六店	忠兵衛			24	○	四郎右衛門店	安兵衛		
25	○	惣左衛門		訴訟人	◎(年番名主)	25	○	四郎右衛門店	一		
26	○	惣左衛門店	一			26	○	四郎右衛門		訴訟人 ◎	
27	○	平吉				27	○	源次郎	組頭 質屋	◎組頭	
28	○	平吉店	一			28	○	儀兵衛	組頭	◎組頭	
29	○	平吉店	孫七	穀屋		29	○	儀兵衛	伊兵衛		
30	○	忠三郎				30	○	佐十郎			
31	○	勝右衛門				31	○	喜内店	勘兵衛		
32	○	勝右衛門店	安兵衛			32	○	喜内店	利助		
33	○	源次郎店	利八			33	○	喜内店	専助		
34	○	清次郎店	太助			34	○	喜内店	彦藏		
35	○	源次郎店	与市			35	○	權左衛門			
36	○	与八店	徳四郎			36	○	庄兵衛			
37	○	藤右衛門				37	○	与八	質屋		
38	○	半兵衛店	惣八			38	○	忠藏	質屋		
39	○	半兵衛		質屋	◎※	39	○	忠藏店	定七		
40	○	重右衛門				40	○	庄左衛門		下の笠間	
41	○	善九郎				41	○	庄左衛門店	十藏		
42	○	善九郎店	吉兵衛	吉兵衛質屋		42	○	庄左衛門店	善左衛門		
43	○	和三郎店	安兵衛	屋敷主訴訟人	◎和三郎	43	○	儀兵衛店	儀右衛門		
44	○	和三郎店	源右衛門			44	○	久兵衛			
45	○	茂兵衛		穀屋		45	○	平七	問屋	◎問屋	
46	○	茂兵衛店	一			46	○	富五郎	久八		
47	○	要助店	久次郎			47	○	左平次		◎	
48	○	要助店	市右衛門			48	○	源兵衛			
49	○	忠兵衛店	善藏			49	○	十左衛門			
50	○	長八店	要藏			50	○	半兵衛	質屋	◎※	
51	○	八右衛門				51	○	八十五郎	訴訟人	穀屋 ◎	
52	○	善次郎店	重右衛門			52	○	八十五郎	訴訟人	穀屋	
53	○	仲右衛門		組頭	◎組頭	53	○	次右衛門			
54	○	仲右衛門店	儀右衛門			54	○	善次郎	質屋	◎	
55	○	源兵衛店	久米右衛門			55	○	次右衛門店			
56	○	弥曾八				56	○	源次郎店	伊兵衛		
57	○	伴右衛門				57	○	富五郎			
58	○	伴右衛門店	左右衛門			58	○	惣次郎			
59	○	次郎七				59	○	茂之助店	忠右衛門		
60	○	次郎七店	磯七			60	○	茂之助店			
61	○	五郎兵衛				61	○	嘉十郎店	佐市		
62	●	林藏店	長藏			62	○	嘉十郎			
63	●	長藏				63	○	源兵衛店	勝五郎		
64	●	元順店	辰五郎			64	○	儀右衛門			
65	○					65	○	久右衛門店	忠右衛門		
66	●					66	●	久右衛門			
67	●					67	●	又吉			

注) 番号は便宜上、上町からつけたものであり、図2と対応する。凡例は○町屋敷、●屋敷、一は空き店、太字は高(屋敷)持ち。◎は「小川村市場高見世の往来滞出入書留」より訴訟後の市神初市参加者。※については同一人物か。□は訴訟相手弥兵衛の持つ町屋敷。鎖線は訴訟人の持つ町屋敷。職業・出身地は「文化九年事件関連名帳」(埼玉県立文書館蔵)、「文化八年三月小川町分質屋仲間議定並びに年番行事順等取決め証文」(『小川町の歴史』資料編5, 88~90頁.), 及び聞き取り調査による。

町場では、屋根部分を屋敷と町屋敷に塗りわけ、個々の家には庇が書き込まれている²⁴⁾。それぞれの間口には、屋敷主の名前と店借の名が見える（間敷の書き込みはなし）。表1は町場家並み部分の記載を示したものであるが、質屋や複数の屋敷を持つ者など資本力のある住人が多く居住していることがわかる。小川では近世初頭から遠国からの移住者がみられるが、この絵図の中でも穀商売をする近江商人が確認できる（表1の北21日野屋林蔵、南45日野屋茂兵衛など）。

また高見世部分は、薄紙を重ねて張り紙されており、高見世場に関する変更があったためか訂正印も押されている。一部後筆も認められ、高見世場の詳しい比定はできないが、小川の高見世場の姿をよく伝えているといえる。

(2) 高見世一件

小川における高見世の具体的な様相は、文化10年(1813)「小川村市場高見世の仕来滞出入書留」に示されている。

小川市では市立てを祖先が行ったという重立4人（四郎右兵衛門・和三郎・八十五郎・惣左衛門²⁵⁾）が市日に往還上に高見世と称した店舗を出し、商人から見世賃を取っていた。高見世の独占に対し町場の屋敷持ち弥兵衛が謂われのないことであるとして申し入れ、それに対し重立4人が訴え出たことが本史料作成の発端であった。

訴訟相手弥兵衛は、高見世について

「四人之もの共高見世と唱候ハ、長壺間程・幅五尺計・高壺尺式寸位之板縁台を拵え、銘々居宅前江据置商人江貸し店賃を取候」、「高店と申候而余人之居宅前往来筋等江縁台を据店賃取候」²⁶⁾

と形容している。小川の高見世では、長さ約1.8m・幅約1.5m・高さ0.4~0.5mの大型の縁台様のもを使用していた。『武蔵国郡村誌』では小川の道幅2間とありここに高見世

が設営されたと想定できる。

弥兵衛宅前はもともと魚・塩売り場であったが、塩売り場に空きがあった。そこに高見世の商品ではない足袋見世を土間商いでは汚れるという理由で、縁台様の店舗にして出させていた。ところが、手狭になり魚見世と争いになり、相論の結果、足袋見世は路上の高見世商いへと変更されたのがこの経緯である。この中で弥兵衛は、もともと各自の屋敷前庭に出していた縁台様の店舗についても高見世であると述べている。これは市頭たちと弥兵衛との間で高見世の概念に相違があったと考えられ、弥兵衛にとって高見世とは縁台様の店舗を使った、利益の得られる商いというだけの認識であったと思われる。

重立4人は小川の上・下町において市頭の役割を果たしていたが、弥兵衛の行動は4人にとっては、自分たちの市頭の権利の侵害であると映ったのである。表1からは、4人の持つ屋敷が町内に均等に配置されていることもわかる。これは小川の町割がある程度、市立てを考慮した上で成り立っていることも示している。高見世の諸道具の貸与を行うことも市頭の役割の一端を表しているといえる。

(3) 市の支配

小川では市頭が差配権を持つ路上(広場上)の店舗・高見世に対して、商人から受け取る代金(高見世賃)が焦点となっている。これは高見世賃による利益が高いのと同時に、高見世の支配(路上の支配)が市の所有を構成する主要な要素であったからではないだろうか。というのは、そのために市の所有に関わる事項である市祭りの始まりや執行についての根拠をまず述べているからである。後者の論点についても重立と相手弥兵衛とが異なる主張を繰り返している点などが注目される。4人にとっては正月の初市の仕切りこそ自分たち市頭の仕事であり、祖先が市を立てたことを根拠にしている。しかし、弥兵衛は小川

の市祭りは6月の天王祭であり、市神である牛頭天王の勧請についても4人の祖先とは別の人物とするのである。

規模は異なるが、この相論の経過には桜井英治²⁷⁾が明らかにした近世初頭の会津における商人司・梁田氏と町年寄り衆の市支配に関する相論に似た箇所が度々登場する。

これらに対し17世紀前半の会津では、商人司である梁田氏が市を支配し、町年寄り衆と異なる論理を展開させながらも、結果梁田氏が相論に勝利する。その過程でも市祭りの主催権(=市の所有権)は重要視された。

以上のように小川の一件は、19世紀にいたっても町場の中に市の「私有の論理」が生きていた例ともいえる。

小川で市頭に対する相論に介入した町場の側は、小川の町分において屋敷を持つ高持ちを中心に「火の番五人組」を構成していた。彼ら五人組は町場における防火の見回り、風紀の取り締まり、町場の人間の身元確認などを行う自治組織であった。市日には特に見回りなども行っていた。特に市に関する火の番組の定めを抽出することにする。

- 一 火之番・小屋番之儀、暮六ツ時より明ケ六ツ迄急度相勤可申候、市日之儀は、明六ツ時より暮六ツ時迄是亦相見廻り可申候、他所之者相頼決而差出し申間敷候
- 一 市場相定之通り外商人差置キ申間敷候、尤我儘ニ店賃取り申間敷候
- 一 市人之儀は不及申、常々他所之者随分大切に致し、老人・子供之儀は別而勞り可申候²⁸⁾

ここからは、火の番組が市日においても町場の管理の役割を担っていたことが分かる。市場定めに従い商人を置くのは町場の屋敷地前に関してであり、この条文が町場の住人に向けたものであることが分かる。

また、6月の天王祭が町場にとって重要な意味を持つ行事であったことは、「一例年市神祭礼致来候処日々繁昌仕候ニ付」で始ま

る文化5年(1808)の文書からもうかがえる²⁹⁾。これは、祭礼に関する華やかなふるまいの自粛の通達に対する返書である。あて先は、役人に向けたものであり、差出人は上町若者総代 小四郎(表1の南15)・七右衛門(表1の北14)、下町若者総代 善次郎(表1の北54)・左平次(表1の北47)である。ここから、町場の上・下の「若者」が6月の天王祭を取り仕切っていたことが分かる。高見世相論の結果、文化10年以降、彼らのうち七右衛門・善次郎・左平次は正月の市神祭礼に参加することになっている。6月の天王祭は高見世相論において弥兵衛は「市神祭礼」としているが、実質は町場主導の祭りなのである。重立4人の意図する市祭りの意義とは異なったものであることが明白である。

文化10年の相論の結果、文書に仲裁をする扱人として名の出る5人³⁰⁾が高見世賃の徴集に立会い、高見世賃の半分は重立4人の収入としながらも、その残りを町場の市場入用の積金とすることになる。また、扱人は正月の市神祭礼へも参加するようになる。結果的に高見世は、市頭の独占支配から町との共同支配に移行することになる。しかし市における高見世の差配権については市頭に残されることとなった。

また、正月六日牛頭天王社の初市については、高見世相論以前は重立4人が仕切っていたとされる。しかし、文化10年のこの訴訟により、神事についても、(年番)名主・組頭・問屋あわせて5人、重立4人、訴訟相手を含め町場の人物7人、合計16人の参加が定められ、文書最後には並びを指示した図も収められている。参加した人物は、表1の市神初市の項目に示した。ここからは、重立4人の主張した市頭の独占的な市祭ではなく、名主・組頭・問屋の、町場の仕切りによる並びに移行していることがわかる。

重立4人は自分たちの市神祭礼の権利を示すことで自分たちの市頭としての立場を主張

した。そして市頭に付随すると考えられる高見世の差配権と高見世賃の徴収権の正当性を示そうとしたといえる。しかし、結果的には祭礼の支配及び経済関係でも町場の住人主導の形へ移っていったといえる。

III. 近世関東の高見世

現時点で管見の限り、関東地方で高見世の確認できる史料は表2のようにまとめることができる。江戸期全般に亘るため時代状況に応じて差異が生じることを十分考慮の上、一般的な高見世の特徴を抽出してゆくと次のようになる。

(1) 高見世の出現する時期と地域

表2・図4のように高見世は寛永年間から文化年間に亘る、17世紀前半から19世紀前半にかけて見出される。

前章では、高見世が市頭のような中世的とも言える存在の管轄下にあるとした。そのように考えれば、表2に見えるように近世初頭の事例は納得がゆくものである。しかし、前章の小川の事例はすでに19世紀に下ってお

り、それだけで説明しうるわけではない。市場と流通はもちろん不可分なものであるが、市を規定する思想・論理には近世においても経済的な思考とは別の原理があったと考えるべきだろう。

また地域的には関東地方山間部が中心となっている。甲斐国西部が含まれるのは甲州

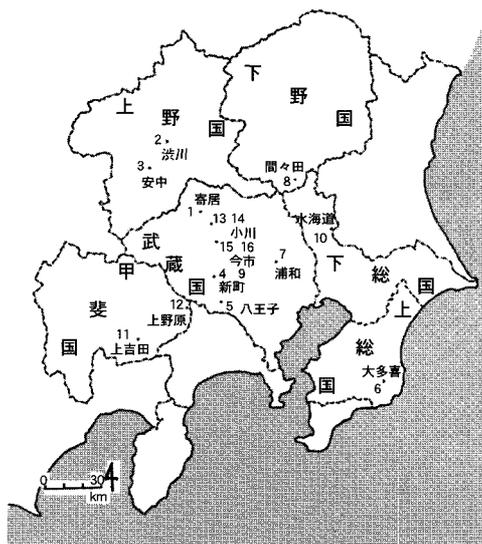


図4 高見世の分布

(表2より作成。番号は表2と対応する。)

表2 高見世の記述の見られる資料

	和暦	西暦	場所	史料名	出典
1	寛永8年	1631	武蔵国榛沢郡藤田郷寄居村	榛沢郡藤田郷寄居町市場割定帳	『新編埼玉県史』資料編16, 725~729頁。
2	承応3年	1654	上野国群馬郡渋川村	渋川村町立由緒并市場証文等用留	『渋川市誌五』, 659~664頁。
3	延宝元年	1673	上野国安中郡安中村	享保二年七月 安中宿伝馬町市場定書	『群馬県史』資料編10, 444~445頁。
4	延宝3年	1675	武蔵国多摩郡新町村	武州三田領之内新町市定覚	伊藤好一, 『近世在方市の構造』, 隣人社, 1967, 47~48頁。
5	元禄2年	1689	武蔵国多摩郡八王子村	八日市定法	『八王子市史』下巻, 新野家文書, 568~569頁。
6	元禄8年	1695	上総国夷隅郡大多喜村	元禄八年八月 久保町市日売買につき申渡	『千葉県の歴史』資料編, 近世4, 328頁。
7	元禄10年	1697	武蔵国足立郡浦和村	浦和宿高見世場絵図	『浦和市史3』近世史料Ⅲ 343~347頁。
8	享保元年	1716	下野国寒川郡間々田村	間々田宿市場定書	『栃木県史』資料編 近世一, 656~657頁。
9	享保4年	1719	武蔵国多摩郡新町村	文政十三年十一月 新町村明細帳・市日証書類写	『東京都古文書集10』, 107~109頁。
10	享保7年	1722	下総国豊田郡水海道村	水海道市場穀物出入につき覚	『茨城県史料』近世社会経済Ⅰ, 342頁。
11	元文5年	1740	甲斐国都留郡上吉田村	縁年にて女人参詣関所許可につき願書	『富士吉田市史』資料編5, 近世Ⅲ, 596~598頁。
12	寛保2年	1742	甲斐国都留郡上野原村	上野原市場掟	伊藤好一, 『近世在方市の構造』, 隣人社, 1967, 57頁。
13	文化10年	1813	武蔵国比企郡小川村	小川村市場高見世の仕来滞出入書留	『小川町の歴史』資料編5, 近世Ⅱ, 113頁。
14	文化10年	1813	武蔵国比企郡小川村	小川村市出入内済立会絵図	『絵図で見る小川町』, 138~139頁。
15	文化13年	1816	武蔵国入間郡今市村	高見世一件につき訴状	『越生の歴史』近世資料〈古文書・記録〉, 394頁。
16	年不詳		武蔵国入間郡今市村	高見世一件につき返答書	『越生の歴史』近世資料〈古文書・記録〉, 394~395頁。

道中を通じて武蔵国山間部（秩父地方）と交流が深かったためだろう。これら両地域や上州地域はともに絹の生産地でもあった。

秩父山間部の市では、近世初期からいわゆる市リングが形成されていたことと、それらの市をまわる商人の存在が知られる。しかし、現在のところ、高見世とそれらの商人との関わりは認められない。

山間部以外では、水海道は鬼怒川と小貝川を結ぶ交通の要衝に発展した商業地域である。間々田は日光道中の、浦和は中山道の宿場町である。

(2) 高見世の差別化

これらのうち、岡村論文³¹⁾でも紹介されるように、上州渋川において

「当町高見世之儀者、町割り拾壹ヶ年目迄者相見セニ打申処ニ、市兵衛与申者我がまゝ仕、見世衆打ちちらし申ニ付、当二年市つぶれ申故七人之者共相談仕御公儀様え御訴訟申上、参拾貳年以来中見世打来候」³²⁾

との表現が見え、中見世と高見世を区別していることがうかがえる。また、下総国水海道の事例においては、人物を指定し、場所を特定して高見世が登場するが、高見世に品目(座)の規定はない。それに対し、中見世には荒物を出すと、品目が指定されている。

中見世は通常、路上に筵を敷いて商いをするのが主と考えられる。つまり、前見世の形態が屋敷地から路上に移動するわけである。水海道のように街路中央に堀が走る町場では、都合二列に中見世が進出したと想定できる。

後述のように、高見世について、「座」あるいは小川のように「場」とする表現が見られるが、中見世に対してはそのような表現が見られないことも性格の違いを表しているといえる。

高見世の初見は寛永8年(1631)武蔵国寄居

における事例³³⁾である。これは市日の見世割を定めたもので品目ごとに屋敷主を指定している。この中で高見世について市日に上・中・下の各町につき都合2人ずつ高見世を出せることが定められている。注目すべきはその中で「高ミセ」と「高ミセ半」の表現があることである。これらの見世割の単位が何を基準とするものであったかは不明であるが「半」の表現により高見世に関しては一定の基準があったことが推測される。

類似の表現としては、市日における居座のひとつとして「高見世座」が元禄2年(1689)武蔵国八王子³⁴⁾、寛保2年(1742)甲斐国上野原³⁵⁾において見出すことができる。これらの居座(見世割)の表記が品目名以外になっているのは高見世に限られる。八王子・上野原、どちらの事例においても他の居座に比べ、決して規模は大きくない。

「高見世座」ではなく「高見世場」として設定されるのは、前章で紹介した小川の事例のほかに武蔵国浦和³⁶⁾と下野国間々田³⁷⁾、下総国水海道³⁸⁾が挙げられる。浦和と間々田においては杭により高見世場を設定している。

高見世座が他の居座に対して、規模が小さいのに対し、高見世場はある程度の大きさを有するなど、両者の差異が認められるが、これについては今後の検討課題としたい。

(3) 高見世の諸形態

小川の事例で明らかになったように、高見世は、特定の人物の権限として存在したことが推測可能である。

下総国水海道においては月六斎の市場が開かれていた。享保7年(1722)の史料に「朧月ニ六日宛市日相定、一市ニ老人宛高見世場相立罷有申候」、「六ヶ所市場高見世六人之ものならびに市場之者共より」³⁹⁾の表現もあるように、高見世は特定の人物の支配を受けるものであった。これらの人物には市日一日に対

して一人というように高見世が割り振られている。市日ごとに市を統括する立場の市頭であったと考えられる。水海道の事例は前項「座」とほぼ同一で、個人に付随する権利とみなすことができる。

また、上総国大多喜の事例においては、市日の分配をした親市に高見世の権利が規定されている⁴⁰⁾。やはりこれも、高見世が町場に利益を供する存在であるからといえる。

延宝3年(1675)武蔵国青梅新町村においては、他の品目を取り扱う商人衆(品目名を冠する)とともに「高見世衆」の表現がみられる⁴¹⁾。これは高見世で商いをする商人の総称であると考えられる。しかし、この史料において高見世衆の雑用は、3ランクあるうち最も低い32文に設定されている。この中では、高位のかぞ(楮)売り衆は旅籠商売であり、中位の酒売り・太物については名産である。高見世は、鋳物・穀・あい物・塩と同位であり一般的地位といえる。それらのうち品目名が冠されていないのは高見世のみである。

また、高見世の代金については、延宝元年(1673)の上州安中宿市場の定書にも記述がある。市日において、「縦親類縁者たりといふ共、宿賃高見せ相応に取可申事」⁴²⁾と規定されている。安中市場では近親者への高見世賃の融通が行われ、問題になっていた様子も分かる。

高見世が出たのは六斎市ばかりではない。季節市・寺社の祭礼市などの高見世はどう扱われたのだろうか。武蔵国今市村⁴³⁾の盆暮市、甲斐国上吉田村の夏期の富士市にその事例を見ることができる。六斎市(定期市)とは異なり、規模が大きく、これらの市では一定の期間見世が出ていた。特に「見世を打つ」などの表現そのままに仮小屋の設営がなされたと思定できる。

富士吉田の慶長2年(1597)の判物⁴⁴⁾では富士市は「上中下二年別を以、高町平町共ニ打」と表現された⁴⁵⁾。

その後元文5年(1740)富士吉田の事例は、60年に一度、富士山の庚申の縁年では通常制限されていた女性の参詣について、吉田の御師等により許可願いが出されたものである。この中で庚申の富士市の賑わい振りを示す説明として、

「当年庚申御縁年ニハ京都・大坂其外国々 商人入込、富士市と申伝、高見世ニ而売買仕、世上ニ無隠繁華之場所」⁴⁶⁾として記述された。庚申年においては例年の富士市より規模が大きかったのである。この事例では仮設の店舗で営業することが転じて台の上で商いをしたものを指すようになったとも推測できる。

IV. 終わりに

本稿では、近世関東に散在する市日店舗の一形態である高見世について考察してきた。

本稿において明らかになった一般的な高見世の姿として、市日の支配権力を持った市頭が公道上において開催する市のひとつの形態であるといえる。

これを概念化したのが図5である。中見世概念図は岡村により、小鹿野を想定したものがすでに提示されている⁴⁷⁾。この中で中見世は、街路中央を挟んだ両側に描かれている。この中には高見世は存在しない。小川を想定した図5においては、縁台様の高見世を街路の中央に配した。また前見世は屋敷前庭の路上に設定した。

関東地方に散見される高見世は、通常の市の店舗(屋敷主に規定された屋敷前の店舗・前見世)の権利とは異なる由来付けを持つ層の人々が、市日で大きな権力を有していたことで重層的な構造が成立していたことが基礎にある。市頭が支配すると言う点において、単体で存在するときの高見世と中見世は、ほぼ同義と捉えられる。中見世は街路中央にあることにその存在意義があるが、高見世は必

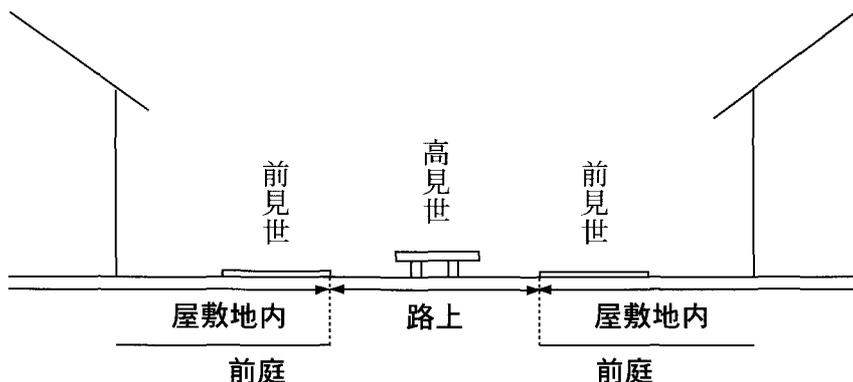


図5 高見世概念図
(文化年間小川村を想定)

ずしもそうとはいえない。しかし両方が並存する場合においては、高見世は商業スペースとして優位であると言える。それらの場合の高見世は、中見世に対し高次の場としての位置付けができるのである。あるいは市場での客寄せ・目玉的な商品を扱う場であったとも考えられる⁴⁸⁾。

つまり、注目が集まる点でランクが高いため高見世であり、その差異化を図るための装置として、小川に見られるような高い台が必要であった。足袋見世などが例外として設けられるのは、足袋が対象商品には含まれなかったことが原因である。

以上より、近世の関東では市頭などが中世、あるいは由緒の発端となる時代から近世後期に至るまで、市の場での重要な位置を占めていたと言える。また、市頭たちは同時に、市に屋敷主として参加する町場の人々との対立関係も抱含していた。

これらは化政期にかけて江戸が経済的に成熟することにより、中央市場による地方の流通の支配が表面化していったことの影響も考えられる。その上で、関東の在方町においても少なくとも近世初期を発端とする、市の論理（市頭の支配）が、すでに意味を喪失しつつあったという側面をも表象しているといえるのではないだろうか。

高見世が確認される地域は、現在のところ関東に限られるが、その内容はある程度、普遍性を持つものと考えられる。

近世の市場は市場固有の中世的ともいえる論理と発達した経済機能をあわせ持っているといえよう。

今後の展望として、今回考察が及ばなかった関東の市場における個々の市場商人に関しての研究の必要性が挙げられる。また、他地域において都市化せずに残った市場について、商業形態及び非常設店舗に着目しながら、考察を深めることを課題としたい。

【付記】

本稿は、平成13年度日本女子大へ提出した卒業論文の一部を加筆訂正したものである。ご指導いただいた文学部史学科の伊藤寿和教授にお礼申し上げます。聞き取りや絵図の閲覧では笠間澄子氏をはじめ、埼玉県小川町の皆様、小川町教育委員会にご協力頂いた。また本稿をまとめるに際しては、神戸大学文学部の長谷川孝治教授から指導を受けた。英文要旨は、埼玉大学教養学部外国人教師の Simon Potter 博士の校閲を受けた。記して深く感謝致します。なお、本稿の骨子は平成14年5月18日の兵庫地理学会5月例会（於：兵庫教育大学大学院神戸サテライト）で発表した。

なお、本稿成稿後の平成15年3月30日、日本

地理学会春季学術大会(於：東京大学本郷キャンパス)において「19世紀初頭武州小川にみる市場景観」と題する渡邊英明氏による報告があった。本稿とは見解を異にするが同史料を扱った研究として注目される。

〔注〕

- 1) 伊藤好一『近世在方市の構造』, 隣人社, 1967, 231頁。
- 2) 中島義一『市場集落』, 古今書院, 1964, 174頁。
- 3) ①岡村 治「秩父谷における市町の成立と展開」, 歴史人類23, 1994, 87~111頁。②同「近世初頭の六斎市展開に関する試論」, 千葉県史研究2, 1994, 42~49頁。③同「近世関東における市町と市掛商人の展開」, 歴史地理学41-1, 1999, 20~31頁。④同「近世市町の形成とその空間的特質」, 地域環境研究2, 2000, 70~77頁。
- 4) 杉森玲子 ①「近世前期における市町の構造—上州下室田を事例として—」, 史学雑誌105-12, 1996, 1~40頁。②「近世前期における在方市と商人」, 『年報都市史研究』4, 1996, 17~31頁。
- 5) 前掲3) ③。
- 6) 吉田伸之『巨大城下町江戸の分節構造』, 山川出版社, 1999, 380頁。吉田の言う「市場社会」とは定期的に開催され町域内に収まっていた市場取引が恒常化することにより, それまでより多くの社会集団の経済活動の場として純化し形成された社会のことを言う。
- 7) 渡辺浩一『近世日本の都市と民衆』, 吉川弘文館, 1999, 122~128頁。渡辺は近世社会で見られた地縁的住民結合である「町」を中心に在方町のあり方を探っているが, 大きな要素である町場の商業面への言及は少ない。
- 8) 渡辺は前掲7)において在方町を「城下町などの町方に対して在方とされる地域に存在する都市的な場」として定義している。そのため住民は, 町人ではなく百姓として現れる。従来, 都市に対する他の都市的な場所を制度上や機能面から在町・在郷町や宿場町・門前町・湊町などと呼んできた。市場町も定期市の機能を内包しながら存在するという意味で同様である。しかしながら, 多様な要素を持つ町場は一側面のみでは語りえないと考える。本稿では, 渡辺の定義に準じて上記のような場を在方町と呼ぶことにする。
- 9) もっとも, 本稿で取り扱う小川町の市場の成立は, これらの市町形成よりも時期的には遅かったと考えられる。
- 10) 市場の類型については, 藤田裕嗣「日本中世における市庭と広場」(『国立歴史民俗博物館研究報告』67, 1996, 159~176頁)を参照されたい。市場の形態は一概に進化で語ることはできないため, その理論は近世でも十分用いることができると考える。しかし, 近世市場では, 屋敷・常設店舗の確立などにより藤田の言う市庭と広場(公道上)の区別がより明確になってくるといえよう。
- 11) 前掲3) ②, 44頁。
- 12) 前掲3) ③, 21頁, 「町の通り屋敷との間に設けられた, 奥行き一間ないし二間の市日に見世を張るための場所」。
- 13) 本稿で扱う小川町の場合, この場所は現在でも「マエニワ(前庭)」と呼ばれている。マエニワは自宅屋敷前の場所という意味か。4~5mの空間で現在では駐車場に使われている場合もある。
- 14) 前掲3) ②, 44頁。
- 15) 『絵図で見る小川町』, 138~139頁。
- 16) 『小川町の歴史』資料編5 近世Ⅱ, 113~122頁。
- 17) 小川の繁栄の様子から近世関東における在郷町の規模に位置するのではないかと見る動きもある(長谷川伸三『近世後期の社会と民衆—天明3年~慶応4年, 都市・在郷町・農村—』, 雄山閣出版, 1999, 119頁)。実際, 町場の経済的發展からか, 小川では俳諧をたしなむ住人層がいるなど成熟した文化が見られた。本稿では前述の通り, 在方町と位置付ける。
- 18) 前掲15), 28~29頁。
- 19) 『小川町の歴史』資料編4 近世Ⅰ, 199~204頁。

- 20) 前掲16), 近世Ⅱ, 112~113頁。
- 21) 『埼玉県小川調査報告書』, 東京都立教育研究所, 1979, 4~6頁。
- 22) 『新編埼玉県史』資料編16, 566~570頁。
- 23) 前掲15), 138~139頁。
- 24) 庇表現について, 筆者は岡村が前掲3) ④で指摘するような「庭」としての役割は果たしていないと考える。また, 小川の立地からアーケード的な利用も考えられず, むしろ市における軒下利用(特に雨天時)に関係するのではないかと予想される。
- 25) 『小川町史』(1961, 146頁)においては, 「笠間四良右衛門・笠間和三郎・田中八十五郎・笠間惣左衛門」(原文のまま)の4人としている。
- 26) 前掲16)。
- 27) 桜井英治「中世商人の近世化と都市」, (高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅲ』, 東京大学出版会, 1990), 19~36頁。同『日本中世の経済構造』, 岩波書店, 1996, 第五章に所収。
- 28) 「文化四年十一月 小川村町分火の番五人組連印帳」, 前掲16), 近世Ⅱ, 43~47頁。
- 29) 「文化五年五月小川村町分市神祭礼諸事項慎みにつき若者総代請書」, 前掲16), 近世Ⅱ, 72~73頁。
- 30) 文化5年における若者総代のうち, 七右衛門と善次郎は高見世賃徴収に立ち会う扱人の内に含まれている。
- 31) 前掲3), ②, 44頁。中見世の性格については, 吉田伸之「在方市一市をめぐる人々」, (吉田伸之編『商いの場と社会』吉川弘文館, 2000, 252頁)が妥当か。ただし, 中見世を前見世に比べ低位に位置づけるなどの点には疑問が残る。
- 32) 承応3年(1654), 「澁川村由緒并市場証文等用留」, 『澁川市史5』659~664頁。
- 33) 「榛沢郡藤田郷寄居町市場割定帳」, 『新編埼玉県史』資料編16, 725~729頁。
- 34) 『八王子市史』下巻, 568~569頁。
- 35) 前掲1), 1967, 57頁。
- 36) 元禄10年(1697)「浦和高見世場絵図」, 『浦和市史』, 近世資料編Ⅲ, 344頁。
- 37) 享保元年(1716)「間々田宿市場定書」, 『栃木県史』資料編 近世一, 656~657頁。
- 38) 「享保七年水海道村市場穀物出入につき覚」, 『茨城県史料』近世社会経済Ⅰ, 342頁。
- 39) 前掲37)。
- 40) 「元禄八年八月 久保町市日売買につき申渡」, 『千葉県歴史』資料編 近世4, 328頁。
- 41) 「武州三田領内新町市定覚」, 前掲1), 1967, 47~48頁。
- 42) 「享保2年7月 安中宿伝馬町市場定書」, 『群馬県史』資料編10, 444~445頁。
- 43) 表2-9・10, 文化13年(1816)「高見世一件」に関する一連の文書, 『越生の歴史』近世資料, 394~397頁。
- 44) 「浅野氏重より吉田市場につき触書写」, 『富士吉田市史』資料編4 近世Ⅱ, 245頁。富士市については次の文献を参考にした。堀内 真「富士に集う心表口と北口の富士信仰」, 『中世の風景を読む3』, 新人物往来社, 1995, 129~171頁。堀内論文167頁において紹介される元文5年「縁建札願状」では, 前掲26)と同様の文書が紹介されているがその中で富士市の期間は「3・4月より8月まで」とされている。
- 45) 前掲44), 堀内, 164頁では高町を「大道商い」, 平町を「店商い」と位置づけている。伊藤裕久が「戦国期上吉田宿の町割・屋敷割とその変容」(五味文彦・吉田伸之編『都市と商人・芸能民—中世から近世へ—』, 山川出版社, 1993, 196頁)で指摘するように外見世・内見世等に近い形態が想定される。高町については市舎を伴った非常設店舗とも推測できる。
- 46) 元文5年(1740)「縁年にて女人参詣関所許可につき願書」, 『富士吉田市史』資料編5 近世Ⅲ, 596~598頁。
- 47) 前掲3), ③。
- 48) 寺社の祭礼市(タカマチ)などで香具師が見せる小屋掛けの見世物はタカモノと呼ばれ人を集めた。香具師は, 祭礼やタカモノ目当てにきた客に商品を販売した。高見世もそのような集客装置の役割も果たしていたのではないか。

Takamise of the Periodic Markets in Early Modern Kanto:
An Analysis of the *Ogawa-Mura Ichi Naisai Ezu*

KUJIRAI Noriko

The aim of this article is to reconstruct the form and landscape of the *takamise*, temporary high stalls or booths, which appeared in the periodic markets of early modern Kanto, and it focuses on the example of *Ogawa*, a market town in the county of *Hiki*, *Saitama* prefecture. The author investigated disputes in the market at *Ogawa* and clarifies its structure at the beginning of the nineteenth century by analyzing the *Ogawa-Mura Ichi Deiri Naisai Tachi Ezu* (Pictorial Map for a Meeting to Settle to the Market of *Ogawa* Village) and the *Ogawa-Mura Ichiba Takamise no Shikitari Todokoori Deiri Kakidome* (Memorandum on the High Stalls of the Market at *Ogawa* Village).

Markets in Japan are usually considered to have originated to meet local requirements for trade, and in the Middle Ages the right of merchants to access markets was guaranteed by temples and shrines. In the early Modern Age, however, the system of distribution came to be well organized, and the periodic markets were usually held in the towns and were controlled according to regular plans. With the progress of urbanization, temporary stalls in the markets became permanent stores and the periodic markets gradually ceased to function primarily as economic entities. Still, the early modern markets have been studied from the perspective of economics, instead of from that of their religious functions, which ought to be taken into account because they were controlled by temples and shrines.

Generally, the space of a market comprised permanent stores and temporary stalls which were opened only on market days. In the case of the stalls, *maemise* (front stalls) were a regular outlet for sales in front of the permanent stores. Two other types, *nakamise* (inside stalls) and *takamise* (high stalls), were opened on the streets, and the former seem to have been under the control of the head of the market.

Ogawa, now a town, is located at the eastern edge of the Chichibu Mountains and was a typical village at the end of a valley which opened into the Kanto Plain. People whose ancestors established the market there opened the *takamise* on the main street during market days, and they collected the fees which were levied for the stalls and rented the equipment. In a legal suit concerning the *takamise*, the municipal authorities participated as arbitrators between them and the merchants, which reveals not only that the *takamise* were profitable, but also that their control, or the control of the streets, was an important component of running a market. In their arguments, both parties claimed their rights to the *takamise* on the grounds of the original medieval rights and those of the host of a market festival. It appears that even in the nineteenth century, markets were still based in the medieval system.

In this article, the *takamise* are treated as nearly synonymous with the *nakamise*, hence they can be recognized as a higher form of the latter because of their superior location.

Key words: *Takamise*, *Ogawa-Mura Ichi Deiri Naisai Tachiai Ezu*, market, early modern Kanto, temporary stalls